

## プラスチック資源循環の促進に関する緊急意見

令和3年5月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、都市自治体はプラスチック資源の分別収集及び再商品化に必要な措置を講じるよう努めなければならないとされた。

令和4年4月1日の同法施行に向け、国においては、政省令等の策定準備を進めているが、今般、市町村によるプラスチック資源の分別収集等に係る財政措置の考え方や、分別収集及び再商品化の実施等を循環型社会形成推進交付金の新たな要件とすることなどを検討していることが明らかにされたところである。

これまで本会は、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る費用は一部を除き市町村が負担しており、分別収集等が進むほど市町村財政を圧迫する状況となっていることから、その軽減を求めてきた。

また、分別収集及び再商品化の実施等を循環型社会形成推進交付金等の要件とすることについては、都市自治体の廃棄物処理施設の計画的な整備等に重大な影響を及ぼすのではないかと危惧される。

については、国は、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る費用について、事業者にも更なる負担を義務付けるとともに、都市自治体の負担分については十分かつ確実な財政措置を講じられたい。

また、循環型社会形成推進交付金等の要件化については、都市自治体の意見を踏まえ、慎重に検討するとともに、都市自治体による施設整備等に影響が及ぶことがないように十分な方策を講じられたい。

令和3年12月9日

全国市長会

環境対策特別委員会委員長

稲城市長 高橋勝浩